

白石都市計画区域マスタープラン〔概要版〕

佐賀県では、白石都市計画区域（以下「本区域」といいます。）において、これからの、まちづくりの指針となる「白石都市計画区域マスタープラン」の見直しを行います。

今後は、この都市計画区域マスタープランに即してまちづくりを進めていきます。

I 都市計画区域マスタープランとは

■ 都市計画区域マスタープランとは

都市計画では、都市づくりを進めていくための基本的な考え方を示したもの「都市計画マスタープラン」と呼んでいます。

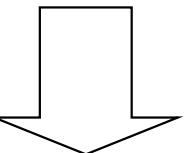
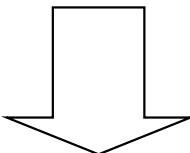
都市計画マスタープランには、都道府県が定める「都市計画区域マスタープラン」と市町村が定める「市町村マスタープラン」の2つがあります。

このうち、都市計画区域マスタープランは、都市計画法第6条の2の規定に基づき、都道府県が広域的な見地から、区域区分をはじめとして、基本的なまちづくりの方向性を定めるものです。

本区域では、平成16年に当初の都市計画区域マスタープランを策定を行っており、今回の都市計画区域の拡大に合わせて見直しを行います。

佐賀県施策方針2023など

市町村総合計画など



**【都市計画区域マスタープラン】
(法定事項)**

- ①都市計画の目標
- ②区域区分の有無及び定める際の方針
- ③主要な都市計画の決定方針
…土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業

(都市計画法第6条の2)

**【市町村都市計画マスタープラン】
(例示)**

- ①まちづくりの理念や都市計画の目標
- ②全体構想
…目指すべき都市像、都市像実現のための主要課題、課題に対応した整備方針 等
- ③地域別構想
…あるべき市街地像等の地域像 等
- ④実現に向けた方策 等

(都市計画法第18条の2)

II 都市計画の目標

A 産業の振興・活力の維持、広域ネットワークの活用による交流の促進

B 都市と自然が調和した良好な居住環境の形成

C 地域資源の活用による観光振興と自然環境の保全

D 安全に暮らせる市街地の形成

■ 都市づくりの基本理念と整備の基本方向

A 産業の活力にあふれ、周辺都市との連携を促進するまち

- ①産業の振興、まちの拠点の集積強化と居住の維持
- ②幹線道路等の整備による周辺都市との連携・交流の強化

B 田園環境と調和した暮らしやすいまち

- ①田園景観と調和した白石らしい快適な居住環境の形成
- ②ユニバーサルデザインの理念に基づく安全で安心して暮らせるまちづくり

C 豊かな自然や歴史、文化を活かすまち

- ①自然、歴史、文化などの地域資源を活かしたまちづくり
- ②自然環境の保全・活用

D 災害に強く安全で安心して暮らせるまち

- ①水害対策に備えた減災・防災対策の推進
- ②災害危険区域を踏まえた土地利用
- ③防災情報の提供や避難誘導などのソフト対策の推進

■ 集約拠点地区ごとの市街地像

**白石地域中心部
(地域拠点地区)**

町役場や肥前白石駅、県立高校、医療施設、商業施設など日常生活を支える都市機能が集積している。今後も医療・保健・福祉、教育・文化、消費など多様な都市機能の集積を図り、日常的なニーズに対応できる都市機能と居住とが一体化した、利便性が高くコンパクトな市街地の形成を目指すとともに、防災性の高い拠点地区の維持・形成を図る。

**福富地域
(集落・近隣生活拠点地区)**

豊かな田園環境との保全と調和を図りつつ、医療、福祉、教育、消費など日常生活の暮らしを支える都市機能を維持し、有明海沿岸道路福富ICの高い交通利便性を活かし、新たな雇用創出や定住促進を図るとともに、観光・交流および防災の拠点として、福富ICに近接する「道の駅しろいし」の活用を推進する。

**有明地域
(集落・近隣生活拠点地区)**

豊かな田園環境との保全と調和を図りつつ、医療、福祉、教育、消費など日常生活の暮らしを支える都市機能を維持し、鉄道や路線バス等を活用した広域拠点地区や地域拠点地区との円滑な連携・交流を図るとともに、嬉野・鹿島地域方面の玄関口という地理的特性を活かし、交流人口の拡大を図る。

III 区域区分の決定の有無

本区域においては、区域区分を定めません。

【区域区分を定めない主な理由】

- 当該都市計画区域は、佐賀県における生活及び産業などの広域的な拠点性を有する区域などではないこと、用途地域が指定されていないこと及び現在も区域区分が行われていないことなどを総合的に勘案し、区域区分は行いません。

IV 主要な都市計画の決定の方針

■ 土地利用に関する方針

- 土地利用にあたっては、田園環境等の保全とともに既存集落地の活力維持が重要であり、無秩序な市街化を防止するとともに、周辺環境や防災にも配慮した計画的な住宅地の形成や集落地の良好な生活環境の維持を図る。
- また、低炭素都市づくりに配慮しつつ、既存ストックが集積する既成市街地を有効活用し、商業・業務・医療・福祉等の都市サービス機能の集積の維持とともに、コンパクトな市街地形成を推進する。

■ 都市施設の整備に関する方針

施設	整備方針
交通施設	<ul style="list-style-type: none"> 広域的な地域の連携や交流等の促進のため、広域幹線道路として有明海沿岸道路の延伸整備、ICへのアクセス向上を図る。 円滑な交通処理や交流ネットワークの形成等に必要な国県道や町道等の整備を図る。 整備にあたっては、安全な歩行者空間の確保やユニバーサルデザイン等に配慮する。 本区域と他地域、区域内の拠点間、拠点と周辺集落を結ぶ公共交通の充実を図る。
河川	<ul style="list-style-type: none"> 水害から住民の生命、財産を守るため、河川流域が本来有している保水機能の活用や、河川改修事業等による河川整備を図る等、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水害対策に取り組む流域治水の推進を図る。 排水機場等の河川管理施設は長寿命化対策等による適切な整備や維持管理を図る。 河川特性や周辺地域の環境等を踏まえた多自然川づくりを基本として、生態系の保全や地域住民が身近に自然に触れ、親しめるような整備を図る。
下水道	<ul style="list-style-type: none"> 生活汚水等の衛生的な処理、六角川水系や有明海水域の水質保全、都市における浸水の防除を図る。 汚水処理に関する県の構想や、農業集落排水、合併処理浄化槽との役割分担を踏まえつつ、公共下水道の整備促進等を図る。

■ 市街地開発事業に関する方針

- 開発需要の高まりに対処するとともに、無秩序な市街地の形成を防止し、良好な市街地の整備を図る。
- 市街地内の公共用地跡地等の有効利用を図る。

■ 自然的環境の整備又は保全に関する方針

- 公園・緑地等の公共空地については、環境保全、防災、景観面からもその重要性が高まっており、住民にとって身近な心身の健康増進や地域交流の場、自然とのふれあい、災害時の避難地、スポーツ、レクリエーションの場として、適正な配置を図りながら都市公園等の整備水準を高め、防災性和生活利便性の向上を図る。
- 区域内の河川や、点在するため池、クリーク、水路などの水辺空間、田園などは、当該区域の景観を構成する要素の一つのなることから、その景観の保全及び形成を図る。

参考附図

